

青森県報

第三百十一号

令和三年
五月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

○青森県土地利用基本計画の変更……………(監理課) ……一

公 告

○農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……二

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……四

出先機関

○道路の位置の指定……………(下北地域
県民局) ……四

教育委員会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……五

人事委員会

○人事委員会規則一四一〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五

公安委員会

○DNA型解析システム賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……六

公営企業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院
管理局) ……七

告 示

青森県告示第三百七十七号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県県土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和三年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域を次のように改める。

1 都市地域

区域を拡大した町

おいらせ町

区域を縮小した町

藤崎町

2 農業地域

区域を拡大した市

弘前市

区域を縮小した市町

弘前市、七戸町、おいらせ町

3 森林地域

区域を縮小した市

青森市、むつ市

二 変更の内容

次の図のとおり

(「次の図」は、省略する。)

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年五月二十一日認可したので、同条第一七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者
農事組合法人左堰	青森市	青森市大字左堰字大科四五四ほか二筆
横山 一幸	南津軽郡藤崎町	青森市浪岡大字下十川字富岡一四六
塩越 えつ子	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字権十郎新田一八〇
塩越 えつ子	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字権十郎新田一八一
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字上在所七の二筆
佐々木 剛	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字間木三八の二
倉本 洋之	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字牧ノ下二八の二ほか二筆
株式会社かさいファーム	弘前市	弘前市大字小友字田野六八八ほか一筆
株式会社ミウラファーム津軽	弘前市	弘前市大字石渡字大保五三の二ほか十三筆

株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字中崎字野脇九七の二九ほか二筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字中崎字平野一五二ほか三筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字中崎字平野一六二の二ほか一筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字中崎字平野一七〇
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字大川字見乗七九ほか三筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字三世寺字色吉五二一ほか五筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字三世寺字月見野三一の二ほか二筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字三世寺字色吉一四九の二ほか十七筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字高杉字岡田二八四ほか三筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字三世寺字色吉四一四ほか一筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字大川字見乗八二
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字富榮字鳥羽七九の二ほか六筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字富榮字鳥羽一一四の二
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字富榮字鳥羽一八九
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字独狐字笹元六一の二ほか五筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字独狐字笹元一二九の二ほか五筆
株式会社ミウラ	弘前市	弘前市大字前坂字赤井一四九ほか十三筆

野上 拓幸	松館 和保	三上 仁	三上 仁	特定非営利活動法人ドリーム	株式会社ライケツトアグリ	赤澤 榮治	赤澤 榮治	福地 剛	太田 公紀	石澤 光	石澤 光	石澤 光	石澤 光	石澤 光	株式会社ミウラファーム津軽	株式会社ミウラファーム津軽
北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町	北津軽郡板柳町	北津軽郡板柳町	三戸郡階上町	八戸市	八戸市	八戸市	南津軽郡田舎館村	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	弘前市	弘前市
北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮四三 四四ほか一筆	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水一四 九	北津軽郡板柳町大字三千石字木賊一〇 二ほか二筆	北津軽郡板柳町大字三千石字木賊一〇 九の一	八戸市大字鮫町字下栗沢六〇の一ほか 四筆	八戸市大字豊崎町字境田一九	八戸市大字櫛引字熊ノ沢越八〇のうち	八戸市大字櫛引字熊ノ沢越八二	南津軽郡田舎館村大字枝川字館子五六	南津軽郡藤崎町大字水沼字早稲田六八 ほか二筆	南津軽郡藤崎町大字水木字浅岡六の一 ほか一筆	南津軽郡藤崎町大字水木字平中九四の一	南津軽郡藤崎町大字水木字平中九四の 二ほか一筆	南津軽郡藤崎町大字水木字浅岡一の一 ほか六筆	南津軽郡藤崎町大字水木字平中三三の一 ほか一筆	弘前市大字高杉字山下六五三ほか二筆	弘前市大字高杉字山下四二三ほか五筆

大久保 博幸	山崎 伸哉	農事組合法人赤沼 営農組合	小笠原 秋彦	小笠原 秋彦	中野渡 優樹	株式会社イ。ロ。エ ファーム	横田 昌康	工藤 スミエ	工藤 スミエ	小又 政幸	工藤 スミエ	田代 勝也
十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	三沢市	上北郡野辺地町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡六戸町
十和田市大字八斗沢字家ノ下一六〇の 三ほか六筆	十和田市大字三本木字間遠地一二五の 一ほか二筆	十和田市大字赤沼字下平五三五の一の うちほか一筆	十和田市大字伝法寺字八幡川原八二の 一ほか六筆	十和田市大字伝法寺字八幡川原一〇七 ほか四筆	十和田市大字深持字中平一六六の一ほ か四筆	三沢市大字三沢字前平二四九ほか五筆	上北郡野辺地町字向田三六四の三	上北郡七戸町字不動向一五五ほか一筆	上北郡七戸町字不動向一五五ほか一筆	上北郡七戸町字後平一一二八の一ほか 一筆	上北郡七戸町字不動向一六五ほか一筆	上北郡六戸町大字折茂字今熊七三二

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、野
 曾江堰地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（耕作条件型））計画
 を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して
 十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して
 六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを

提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年五月二十四日から同年六月十八日まで

三 縦覧の場所

平川市役所

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第4条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第12条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

学習用ICT機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年三月十九日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
落札金額
六億千三百二十六千七百円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断された仕様に関する調書を提出した者を参加者として入札を行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年二月五日

出先機関

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

下北地域県民局長 佐藤 英 紀

位 置	延 長	幅 員	指 定
むつ市金曲二丁目一八の一、二二二の一	七二・九六メートル	六・〇三メートル	令和三年五月三十一日

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立学校統合型校務支援システム構築業務（全校試行分）一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年三月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東日本電信電話株式会社青森支店
青森市橋本二丁目一の六
- 六 契約金額
二億千百三十六万六千六百五十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号該当
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項第四号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 総括主幹（知事及び副知事の日程調整に関する事務を担当するものに限る。）

別表第一号の表知事部局の項中第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の号を加える。

九 世界文化遺産	イ 総括主幹（室の人事事務等を主として担当するものに限る。）
----------	--------------------------------

別表第一号の表教育庁の項第四号ニ中「イの事務」を「ロの事務」に改め、同ニを同号ホとし、同号ハ中「イの事務」を「ロの事務」に改め、同ハを同号ニとし、同号ロ中「イの事務」を「ロの事務」に改め、同ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 課長代理

別表第二号の表地域県民局の項第五号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ こども女性	(1) 次長
相談総室	(2) 庶務担当課長等

別表第二号の表女性相談所の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

DNA型解析システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和三年五月二十一日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

二 賃貸借期間

令和三年十一月一日から令和十年十月三十一日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行

体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和三年六月四日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 ○一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 ○一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限
令和三年六月三十日 午前十時

3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部六階 会議室A
令和三年六月三十日 午前十時五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は

- 一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。
- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 九 契約書の取り交わし時期
- 落札決定の日から七日以内
- 十 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 契約金額
落札価格をもって令和三年度の契約金額とする。ただし、令和四年度から令和九年度の各年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和十年度の契約金額は、落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be leased:

(1) Genetic Analyzer System for Fragment Analysis

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:
at 10:00 am June 30th, 2021

3 Contact point for the notice:
Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinnachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第3百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

1 特定役務の名称及び数量

- 一 X線組合せ型ポジトロンPETCT装置等保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年三月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
GEヘルスケア・ジャパン株式会社青森営業所
青森市緑二丁目二〇の一
- 六 契約金額
六千二百三万二千九百二十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円